

は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃・保険は国内のサービス受取とみなされない。したがって、概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸(保険)業者の受取った貨物運賃(ネット保険料)収入を、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。また、輸入については、CIF価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、輸入(特殊貿易)の生産額には含まれない(注:部門別概念・定義・範囲参照)。

- (2) 旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲であり、観光等は直接購入となって当部門には含まれない。国際収支明細表(3)「貿易外一旅行」は、その両方を含んでいるため、資料8「出入国管理統計年報」の出入国者数を基礎として作成した按分比率を、経済企画庁と協議のうえ決定し、業務旅行の生産額を推計した。
- (3) 国際収支明細表(5-1)「貿易外一その他(公的部門取引)」のうち、外交団等消費は、特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人消費は、それぞれ要素サービスの輸出及び輸出(直接購入)となるので、特殊貿易の範囲外である。
- (4) 国際収支明細表(5-2)「貿易外一その他(民間部門取引)」のうち、「1.労働所得」、「2.特許権使用料」、「3-(6)建設活動」は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また、「3-(3)事務所経費」、「3-(8)クレーム」及び「3-(10)仲介貿易ネット受取額」も含めない。

- (5) 貨物運賃(船舶)、旅客運賃(船舶)、用船料(船舶)及びその他運賃(船舶)の輸出については、国際収支明細表には外国用船による収入が含まれていないため、資料2に基づく運輸省推計値を用いた。

- (6) 船用油については、資料3及び資料5により推計した値を用いた。

なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用したレートの月次系列を用いた。

3. 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、輸出は資料11の訪日目的別消費額を用い、輸入は資料12の旅行目的別旅行費用を用いて宿泊費、飲食費等に分割し、さらに輸入のうち買物費については、資料12に基づく部門別の細分を行い、投入額推計値とした。

軍関係については、資料6、7、9、10、及び13などを

用い、出来るかぎり部門別の推計を行った。

また、民間部門取引のうち旅行手数料の推計は、資料4によった。

第3節 粗付加価値部門

1 労働省担当部門

- 9311-000 賃金・俸給
- 9312-000 社会保険料(雇用主負担)
- 9313-000 その他の給与及び手当

基本表における粗付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1. 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資料名	出所
事業所統計調査	総務省統計局
国勢調査	"
就業構造基本調査	"
労働力調査	"
科学技術研究調査	"
住宅統計調査	"
一般職国家公務員在職状況統計表	総務省人事局
特別職在職状況統計表	"
給与支払状況統計報告	"
特殊法人要覧	総務省
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金時間制度等総合調査	"
賃金構造基本統計調査	"
林業労働者職種別賃金調査	"
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	"
農業生産費調査	"
漁業経済調査	"
国有林野事業労務統計	"
世界農林業センサス	"
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
工業統計月報	"

エネルギー統計年報	"
資源統計年報	"
工業統計表	"
商業統計表	"
電気事業要覧	"
ガス事業統計年報	"
地方公務員給与の実態	自治省
地方財政統計年報	"
郵政行政統計年報	郵政省
陸運統計要覧	運輸省
鉄道統計年報	"
船員労働統計	"
医療施設調査	厚生省
国家公務員給与等実態調査	人事院
主要企業経営分析	日本銀行
法人企業統計	大蔵省
国の予算書	"
国の決算書	"

2. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として「国勢調査」の結果に、「就業構造基本調査」の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で「事業所統計調査」を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として労働力の需要側の統計である「事業所統計調査」や「工業統計表」に基づいて推計した。それは、「国勢調査」など労働力の供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、労働力の需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、「国勢調査」や農林水産省の調査を、また公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は「事業所統計調査」を基礎としたが、各部門への配分は「工業統計表」の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として「事業所統計調査」の結果によった。

なお、「国勢調査」、「事業所統計調査」等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均地との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給

役員の別に1人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

ア 常雇賃金の推計

1人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

(ア) 製造業部門

「工業統計表」の産業連関用部門別組替集計結果の賃金を採用し、これを「毎月労働統計調査」でチェックした。

(イ) サービス業部門

「毎月労働統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

(ウ) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、「国の決算書」、「国家公務員給与等実態調査」、「地方公務員給与の実態」等から、国立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ1人当たり賃金を推計した。

(エ) その他の部門

農林水産業の部門は「農家経済調査」等の農林水産省の調査、鉱業は「本邦工業の趨勢」の労働者の賃金を、それ以外の部門は「毎月労働統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

イ 臨時・日雇賃金

「毎月労働統計調査」の臨時・日雇賃金額に就労日数、臨時・日雇雇用者数を乗じた（賃金額×月平均就労日数×12ヶ月×臨時・日雇雇用者数）。

なお、就労日数は、「毎月労働統計調査」の延人員（man・day）を「事業所統計調査」の雇用者数で除して算出した。

ウ 役員俸給

労働統計の中で、役員俸給を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業（中分類）別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗することによって1人当たり役員俸給を推計した。

エ 社会保険料、その他の給与及び手当

社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は「賃金労働時間制度等総合調査」により現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

なお、その他の給与及び手当は、退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険に関

する上積給付金、財産形成に関する費用について算出したもののたしあげである。

3. 推計上の問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースの転換しなければならないということであった。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が季節的に転職あるいは兼業するなど複数の商品の生産を行う場合や、鋼鉄や科学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。とりわけ建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかつたので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があつても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また、他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。

2 経済企画庁担当部門

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1. 推計資料

No	資料名	出 所	備 考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	
2	税務統計から見た法人 企業の実態	国税庁	
3	産業連関表(60年)	総務庁	

2. 生産額

(1) 宿泊・日当、福利厚生費
調整段階の当初は、資料 1 の部内資料中のデータを目標値として利用していたが、調整過程において決定した各産出額の総計を最終的な生産額とした。

(2) 交際費

資料 2 の企業の交際費の支出総額を全産業分とし、これを基に、資料 3 の政府分、非営利分それぞれの全産業

分に対する比率を利用して、全部門分を算出し生産額とした。

3. 産出額

(1) 宿泊・日当、福利厚生費

ア 1次配分

2.(1)で述べた資料 1 のデータ(生産額)は、各業種別の値の積上げなので、その業種別の値を利用した。

イ 2次配分

産業連関表の基本分類(列)別に配分する際には、ウエイトとして、各基本分類別の「(昭和60年表の宿泊・日当、福利厚生費/同生産額) × 平成2年表の生産額」により算出した値を利用した。

(2) 交際費

基本的に、(1)の「宿泊・日当、福利厚生費」の方法と同じだが、この方法では交際費の合計(生産額)が、

2.(2)で求めた値でなく、宿泊・日当、福利厚生費のように資料 1 の部内資料の値になってしまうので、一旦、(1)の「宿泊・日当、福利厚生費」と同じ方法で基本分類(列)別までの産出額推計を行った後、両者のそれぞれの総額同士の比率(資料 1 の部内資料の交際費の総額と平成2年表用の2.(2)で求めた交際費の生産額との比率)を用いて、各基本分類別の交際費の額を一律に変更した。

9412-000 営業余剰

1. 推計資料

No	資料名	出 所	備 考
1	産業連関表(60年)	総務庁	

2. 生産額及び産出額

各列部門の残差項であり、また適当な推計資料もないことから、行側から積極的な推計は行っていない。列側推計値のチェックのためには資料 1 の投入係数等を利用した。従って、営業余剰の総額(生産額)は、各列部門の営業余剰の値の積上げ(合計)である。

なお、最終需要部門と粗付加価値部門の二面等価のための調整を本部門と「9000-00分類不明」(列)との交点で行った。

9420-000 資本減耗引当

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	
2	産業連関表(60年)	総務省	

2. 生産額

資料1を利用した。

資料1では、非金融民間法人企業分については「法人企業統計」(大蔵省)等を利用するほか、金融・保険業分、住宅賃貸料分、政府サービス生産者(★★)分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分等を別々に推計し、合計して本部門の総額(生産額)とした。

3. 産出額

金融・保険業分、住宅賃貸料分、政府サービス生産者(★★)分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分は、2の値を優先的に利用し、その他の産業は、製造業とその他の産業に分けて推計した。

(1) 製造業

ア 1次配分

資料1の値を利用した。

資料1では、国民経済計算における製造業の業種区別に、「工業統計表」(通産省)から算出した減価償却比率等を利用して、資本減耗引当の値を推計している。

イ 2次配分

産業連関表の基本分類別に資本減耗引当の額を配分する際には、資料2等を利用して算出した各基本分類別の「(昭和60年表の資本減耗引当/同生産額) × 平成2年表の生産額」をウエイトとした。

(2) 製造業以外の産業

まず、「資本減耗引当の総額 - (金融・保険業分、住宅賃貸料分、政府サービス生産者(★★)分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分、製造業分)」の値を新しい資本減耗引当の総額とする。

ア 1次配分

資料1の値を利用した。

資料1では、金融・保険業、住宅賃貸料、政府サービス生産者(★★)、対家計民間非営利サービス生産者(★)、製造業を除いた国民経済計算における業種区別に、当該産業を所管する省庁等の各種統計資料中の減価償却比率(減価償却額/生産額)等を利用して算出した産業別の減価償却額をウエイトとして上述

の新しい資本減耗引当の総額を配分し、産業別の資本減耗引当額としている。

イ 2次配分

産業連関表の基本分類別への配分には、(1)の製造業と同じ方法で求めたウエイトを利用した。

9430-000 間接税(除関税・消費税)

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	
2	各種(一般会計・特別会計)決算書 (元、2年度)	大蔵省	
3	国税庁統計年報書 (元、2年度)	国税庁	
4	地方財政統計年報 (元、2年度)	自治省	
5	労働省資料 (元、2年度)	労働省	
6	工業統計表	通商産業省	
7	自治省資料	自治省	
8	国富調査総合報告 (45年)	経済企画庁	
9	固定資産の価格等の概要調書(土地)	自治省	
10	国土庁資料	国土庁	
11	陸運統計要覧	運輸省	

2. 生産額

資料1の「間接税」の計数を基に、産業連関表の「間接税」との部門概念差(関税・輸入品商品税及び消費税が資料1の「間接税」には含まれている)を調整して求めた。

3. 産出額

生産額を以下の2種類の間接税に分割してそれぞれ産出額推計を行い、その後に列部門ごとに合算し、間接税の額とした。

(1) 個別の製品・事業者等を対象とした間接税

個々の間接税を特定の1または複数の列部門に格付けた。複数の部門に格付ける場合は、各列部門の生産額(CT)をウエイトとするか、または列部門担当省庁に配分を依頼した。

個々の間接税の税額の把握には、資料2~5を利用した。

(2) 多くの産業が対象となる間接税

以下の間接税は、原則として全列部門もしくは非常に多くの列部門が対象となるため、それぞれ以下のような推計を行った。

ア 不動産関係税（不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税）

（ア）1次配分

大産業分類(10)別に、不動産関係税総額を土地分、家屋分、償却資産分に分けて、それぞれ産業別の所有土地面積や建物・建物付属設備の価額等に応じて（ウエイトとして）配分した。

（イ）2次配分

産業連関表の基本分類（列）別への配分には、資料6のデータや各列部門のCT等をウエイトとして利用した。

イ 自動車関係税（自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税、検査登録印紙収入（自動車検査登録特別会計））

※ ただし、これらは家計が負担している分もあるので、その分を1/2と見なし、「間接税」としては残りの1/2だけを計上している。

（ア）1次配分

大産業分類(42)別に、自動車関係税総額を資料11から求めた産業別の保有車両（トラック）数に応じて（ウエイトとして）配分した。

（イ）2次配分

産業連関表の基本分類別への配分には、各列部門のCT等をウエイトとした。

ウ その他の税（事業税、事業所税、印紙収入、許可及び手数料）

※ このうち、「許可及び手数料」については、上の自動車関係税と同じ理由で、1/2だけを計上している。

税の種類ごとに、列部門別の非課税、税率軽減等の状況を勘案した上、各列部門のCT等をウエイトとして配分した。

4. 備考

○ 産出額推計関係

平成元年に、物品税、トランプ類税、砂糖消費税、入场税、通行税、電気税、ガス税、木材引取税の計8種の個別間接税が廃止、同時に消費税が創設されるという大きな税制改正が行われているため、列部門によっては昭和60年表と平成2年表の間接税の額の間に大きな差異が生じている。

9440-000 (控除) 経常補助金

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	

2. 生産額

生産額は、資料1の計数を基本とした。

3. 産出額

個々の経常補助金（政府の決算書の「目」が単位）を特定の1または複数の列部門に格付けることで産出額推計とした。複数の部門に格付ける場合は、列部門担当省庁に配分を依頼するなどした。

4. 備考

○ 産出額推計関係

国が行う雇用保険事業のうち、雇用安定事業等は、一定の用件を満たした事業主に対し、雇用安定等給付金（雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、高年齢者多数雇用奨励金等からなる）を給付するものであり、一般的な意味での補助金の交付とは異なるが、産業連関表及び国民経済計算では従来よりこの雇用安定等給付金を経常補助金として扱っている。平成2年においては、同給付金の額（産業別の交付額データはない）が分類不明に計上しておけないほどの規模になったので、昭和60年表における分類不明への格付けを改め、平成2年表では各列部門（原則全列部門）へ、雇用者所得の額等をウエイトとして配分することとした。

この結果、多くの列部門に「9440-000 (控除) 経常補助金」が計上されることとなり、昭和60年表と平成2年表の「経常補助金」の産出構造に大きな差異が生じた。

なお、本件に伴い、間接税として扱っていた雇用安定事業等に係る雇用主からの徴収分（労働保険特別会計における徴収勘定で計上）も、昭和60年表で行った「9430-000間接税」と「9000-00分類不明」との交点への格付けを改め、各列部門へ配分することとした。